

○吹田市民営化保育所移管先選定委員会規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 32 年吹田市条例第 302 号）

第 3 条の規定に基づき、吹田市民営化保育所移管先選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、民営化する吹田市立保育所の移管先の選定について審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内及び特別委員若干人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、必要の都度市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2 人以内

(2) 教育関係者及び福祉関係者 4 人以内

(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1 人以内

3 特別委員は、1 の民営化する保育所につき当該保育所に在籍する児童の保護者 2 人以内について、必要の都度市長が委嘱する。

4 特別委員は、委員会が審議する事項のうち、当該保育所に関する事項についてのみ議事に参与する。

5 委員及び特別委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に参与する特別委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、児童部保育幼稚園室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。